（契約書様式）

○○○○事業委託契約書

|  |
| --- |
| 収入  印紙 |

　○○○協同組合理事長　○○○○（以下｢甲｣という。）は、○○○○株式会社代表取締役○○○○（以下｢乙｣という。）と○○○○事業について、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務実施計画書の提出）

第１条　乙は、別紙（１）の委託業務実施計画書に基づき、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間に事業を遂行し、甲に報告するものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は、　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、経費内訳については別紙（２）のとおりとする。

（委託業務実施計画書の変更等による契約変更）

第３条　乙は第１条に係る委託業務実施計画書に記載された内容の主要部分の変更をするときは、あらかじめ甲と協議し、その承認を受け、契約変更の定めを行わなければならない。

（委託業務の実施）

第４条　乙は第１条及び第３条により承認を受けた委託業務実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。

（委託業務完了の報告）

第５条　乙は、委託業務が完了したときは、完了の翌日から５日又は契約期間の末日（変更した場合を含む。）のいずれか早い日までに、様式第１により委託業務完了報告書（経費使用明細を含む）及び納入物件を甲に提出しなければならない。経費使用明細は、委託業務実施計画書に記載された経費の内訳に基づいて作成するものとする。

（検査）

第６条　甲は、委託業務完了報告書及び納入物件を受理したときは、納入物件等の内容について速やかに検査を行い、納入物件の引き渡しを受けるものとする。

２　甲は、前項の検査を行うため、その他必要があるときは、乙の事業所等に立入検査を行うことができる。

（機密保持）

第７条　乙はこの契約の実施によって知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

（権利、義務の譲渡）

第８条　乙が甲に納入する納入物の所有権は、甲より乙へ委託金額が完済された場合に、乙から甲へ移転する。

２　乙はこの契約によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

３　乙は引き渡す前の物件に質権その他の担保物件を設定してはならない。

（著作権）

第９条　乙が、この委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

（契約の変更）

第１０条　甲は必要がある場合は、この契約内容を変更することができる。

２　前項の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

（契約金額の確定）

第１１条　甲は、第６条の検査の結果、委託業務の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、経費明細に基づいて委託費の金額を確定し、乙に通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託業務に要する経費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（委託費の請求及び支払）

第１２条　乙は、委託費を請求するときは、甲が前条の規定により委託費の金額を確定し、乙に対して通知した後、甲の指示する証拠書類等の写を添付した支払請求書をもって請求しなければならない。

２　甲は前条の規定により支払請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に乙に確定した委託費を乙指定の金融機関に振り込むことで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

３　甲は乙の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができるものとする。この場合、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（概算払い）

第１３条　乙は、前条の規定にかかわらず、必要がある場合には、その所要額を計算し、甲に対し概算払請求することができる。

２　甲は、前項による乙からの請求が適当であると認めたときは、速やかに支払いを行うものとする。

（帳簿の記載等）

第１４条　乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え支出額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は前項の規定に伴って、その支出内容を証する書類を整理して保管しなければならない。

（再委託の禁止）

第１５条　乙は、この契約の全部を第三者に委託してはならない。

（支払遅延利息）

第１６条　甲が第１２条第２項に定める約定期間内に委託費の支払いをしないときは、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払いする日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利８．２５％の割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。

（違約金）

第１７条　乙は、天災その他やむを得ない事由によらないで、契約期間内に委託業務を履行しないときは、契約期間満了の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額に対して年利８．２５％の割合で計算した額を違約金として甲に支払わなければならない。

（不完全履行）

第１８条　甲は第７条により検査した納入物件及び経費使用明細書の内容が事実と著しく異なることを発見したときは、乙に対し乙の負担で修正させることができる。

２　前項の請求権の有効期限は、納入物提出後１年とする。

（甲の解除権）

第１９条　甲は次の各号に一に該当するときは、契約を解除することができる。

　(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期間後、相当の期間経過後、なお業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。

　(2) 前項に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

　(3) 乙が、この契約に関して不正又は虚偽の申し立てをしたとき。

２　甲は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第２０条　乙は甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、この契約の実施が不可能になったときは、契約を解除することができる。

（その他）

第２１条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

特記事項

【特記事項１】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第１条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

　(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからニまでのいずれかに該当することとなったとき

　　イ 独占禁止法第４９条第１項に規定する排除措置命令が確定したとき

　　ロ 独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

　　ハ 独占禁止法第６６条第４項の審決が確定したとき

　　ニ 独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

　(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第８９条第１項又は第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

　(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第２条　乙は、前条第１号イからニまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

　(1) 独占禁止法第４９条第１項の排除措置命令書

　(2) 独占禁止法第５０条第１項の課徴金納付命令書

　(3) 独占禁止法第６６条第４項の審決についての審決書

　(4) 独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第３条　乙が、本契約に関し、第１条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　第１項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

５　乙が、第１項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項２】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

　(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

　(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

　(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

　(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（損害賠償）

第５条　甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　 乙が、本契約に関し、前条の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する金額（その金額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

４　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

５　第２項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

６　第３項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

７　乙が、第３項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

　上記契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲　　　　東京都○○区○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　理事長　　○　　○　　○　　○

　　　　　　　　　乙　　　　東京都○○区○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○　　○　　○　　○

別紙（１）

委託業務実施計画書

１．全体の説明と特徴（業務全体の説明を記載すること。）

|  |
| --- |
|  |

２．業務遂行スケジュール

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 月  項目 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| ○○○○ |  |  |  |  |  |
| ○○○○ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

３．納入物件

|  |
| --- |
|  |

別紙（２）　経費内訳書

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 積算内訳 | 金額（消費税等込み） | 備　考 |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

（様式第１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和　　年　　月　　日

○○○○協同組合

理事長　○　○　○　○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者役職氏名

○○○○事業完了報告書

　上記の委託業務について契約書第５条の規定により下記のとおり報告します。

記

１．受託年月日及び金額

２．実施した委託業務の概要

３．成果物（納入物件）

４．経費使用明細

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 積算内訳 | 金　額（消費税等込み） |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

本事業の委託契約書に貼付する印紙税額は、「請負に関する契約書」の税額を適用します。

|  |  |
| --- | --- |
| 記載された契約金額 | 印紙税額（１通又は１冊につき） |
| １万円以下 | 非課税 |
| １００万円以下 | ２００円 |
| １００万円超２００万円以下 | ４００円 |
| ２００万円超３００万円以下 | １，０００円 |
| ３００万円超５００万円以下 | ２，０００円 |
| ５００万円超１，０００万円以下 | １０，０００円 |
| １，０００万円超５，０００万円以下 | ２０，０００円 |
| ５，０００万円超１億円以下 | ６０，０００円 |